

# 中央図書館 1 F ロビーにおける一般ポスター・チラシ配布の手引き

中央図書館では館内にポスターの掲示、及びチラシ・パンフレット・小冊子（以下、チラシ類）の配布スペースを設けています。この手引きの許可要件を満たすチラシ類について、設置を行います。（スペース等により、必ずしも設置できるとは限りません。）

## 1 掲示・配布場所

中央図書館 1 F ロビー入口付近のチラシ類ラックスペース等

## 2 上限枚数

- (1) ポスター 1 枚まで
- (2) チラシ類 50 部まで

## 3 掲示・配布期間

1 ヶ月以内

## 4 掲示・配布要件 ※次のすべての要件を満たすもの

- (1) 次の要件のいずれかを満たすものとします。
  - ・官公庁やその外郭団体等公共機関の主催・共催・後援であるもの。
  - ・図書館と協力関係のある団体等が主催するもの。
  - ・八王子市の所管からの依頼があるもの。
- (2) 次の要件を全て満たすものとします。
  - ・公益性のあるもの。
  - ・宗教目的を有していないもの。
  - ・政治的中立の主旨に反していないもの。
  - ・公序良俗に反していないもの。
  - ・暴力的目的を有していないもの。
  - ・風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業に類似する業種の広告が掲載されていないもの。
  - ・消費者金融業、先物取引業、社会問題を起こしている業種または業者の広告が掲載されていないもの。
  - ・企業広告の表示が誇大でないもの。

## 5 掲示・配布の流れ

- (1) 掲示・配布希望のポスター・チラシにその旨が分かる任意の添書をつけ、中央図書館に送付ください。
- (2) 中央図書館で内容を確認後、要件を満たすものについて掲示・配布します。なお、配布スペースに限りがあるため、市や図書館と関連性が高く、周知時期が適切なものを優先して掲示・配布することとし、掲示・配布ができない場合でも連絡はしません。

## 6 その他

- (1) 掲示・配布の可否に関わらず、お預かりしたポスター・チラシについては、返品しません。
- (2) 掲示・配布開始までに一定期間いただきます。(すぐの対応はできません。)

### 【送付先住所】

〒193-0835

八王子市千人町三丁目3番6号

八王子市中央図書館 庶務担当